

橿原市告示第113号

橿原市職員の職務に対する要望等の記録等に関する取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市職員の職務に対する要望等の記録等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員がその職務に対して受ける要望等について、記録、報告その他の事務手続に必要な事項を定め、組織として適切に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第3条第2項に規定する一般職に属するものをいう。
- (2) 公職者 国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長並びにこれらの者の秘書その他の活動を補佐するものをいう。
- (3) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う要望、提言、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。

(要望等の記録)

第3条 職員は、要望等を受けたときは、要望等記録票（別記様式。以下「記録票」という。）に必要事項を記載し記録するものとする。ただし、要望等が文書（ファクシミリ及び電磁的記録による文書を含む。）によるものである場合は、当該文書を添付することにより記録票中の内容欄への記載に代えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の様式等により記録票と同じ事項について記載し記録するときは、記録票に記録しないことができる。

3 職員は、記録票その他の要望等を記録する文書に不実又は虚偽の記録をしてはならない。

(記録の例外)

第4条 職員は、前条の規定にかかわらず、要望等が次の各号のいずれかに該当する場合は、記録しないことができる。

- (1) 他の制度等に基づき記録される場合

(2) 公式又は公開の場においてなされ、議事録その他これに類するものに別途記録される場合

(3) 単なる問い合わせ又は事実関係、手続等の確認にすぎない場合

(4) 職員が多数の要望者に順次応対するようなものであって、記録することが困難な場合

(5) その他日常的に受ける簡易なもので、社会通念上特段の配慮が必要ない場合
(報告)

第5条 職員は、第3条の規定により要望等を記録したときは、速やかに上司及び所属長に当該要望等について報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、自らの責任において処理すべきと判断する事案を除き、上司となる部長等に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた部長等は、特に重要な案件については、市長及び副市長に報告するものとする。

(対応)

第6条 職員は、要望等の内容に応じて、上司の指示を受け、関係する所属と協議し、組織として必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第7条 市長は、公職者からの要望等については、その概要、要望等を行った者の職名、氏名（代理人及び使者は除く。）等を取りまとめて、定期的に公表するものとする。ただし、公表することにより、当該公職者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある要望等については、この限りでない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

2 この要綱の実施に際し、必要な手続その他の準備行為については、この要綱の実施の日前においても行うことができる。

